平成２３年（フ）第２６号
茨城県つくば市磯部12番地
債務者　坂入　真人
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４２号
茨城県土浦市都和２丁目５番７―301号
債務者　森戸みや子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1676番地６
債務者　野澤　　大
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２号
岐阜県可児市大森1501番地2963
債務者　酒井　秀秋
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第３４号
三重県名張市平尾3165番地
債務者　吉本テテマことワンナパン　テテマこと　ＷＡＮＮＡＰＡＮ　ＴＨＩＴＩＭＡ
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３５号
三重県伊賀市ゆめが丘２丁目18番地の23
債務者　中居　久江
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第５４号
滋賀県野洲市野洲413番地１　パイオニアハイツＡ棟201号、前住所滋賀県草津市追分町405番地14
債務者　創美こと　松永　　賢
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５６号
京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町９番地、住民票上の住所京都市下京区七条御所ノ内本町37番地　雅パレス１Ｆ
債務者　ふうふうていこと　坪井　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７７号
京都府長岡京市長岡２丁目13番７号
債務者　杉野　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町628番地の１
債務者　石田　浩二
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１号
鳥取県鳥取市東今在家145番地３　ピースミリオン203号
債務者　村田　有紀
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
愛媛県松山市市坪南１丁目８番１号
債務者　谷村　静香
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１０６号
愛媛県松山市古三津２丁目20番38号　河塚ビル301号
債務者　矢野　伸一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１０８号
愛媛県松山市道後町１丁目７番15号
債務者　山田　斌治
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１１号
愛媛県松山市小坂１丁目７番18号　小坂ハイツ603号
債務者　加藤セツ子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
愛媛県松山市山越１丁目13番５号　第47杉フラット502号、住民票上の住所愛媛県松山市山越１丁目16番11号　グランコート山越Ⅱ701号
債務者　井原ハツ子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
愛媛県松山市道後樋又２番27号　メゾンド・ルー道後樋又マークⅡ203号
債務者　三秋　明加
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
松山地方裁判所